# 壬生町政だより

39年 2月号

No. 62

毎月1回発行
発行所 栃木県壬生町役場
印刷所 株式会社 新生社


## 躍進する いちご栽培

### 集荷所も建設

十年前農研クラブによって試作されたいちごは地域的に恵まれ、栽培技術や販売技術等の向上に努力し、今では壬生町園芸組合連合会が組織されて会員約二百名、面積は三十余haで、この組合の今年の販売目標は一億円を見込んでおります。

この大量ないちごを出荷する連合会では万町内に総事業費二百四十万円を投入し、九十三坪のマンモス集荷所を建設しました。また中村宏有連合会長は会員の栽培技術の向上を図るため日夜栽培の指導に当っています。

ビニール栽培のいちご畑

栽培者の講習会

## 二年連続優勝

### 加工用トマト栽培

農業 二月十日には、南犬飼公経営の民館でそ菜出荷組合の通近代化常総会と表彰式が行なわれました。当日受彰者をはかっている、そ菜の一部である加工用トマト栽培はますます増産されています。

去る二月八日には、栃木会館ホールで生産者大会があり、県下の南犬飼農協が二年連続の優勝をとげました。

◆出荷優秀者

町長賞 石村健一郎

町議会賞 石川長四郎

野口明、山野上勇、中川繁

農業委員会賞 大栗春男、早乙女勇一、大栗武男

下都賀農業協議会賞 小貫仁義、高山芳男

南犬飼農協長賞 高橋功、大久保重造

組合長賞 青木一正、渡辺一男、渡辺武男、中村年秋、桑川要一郎

団体賞 西坪支部

優勝 新田支部

準優勝 上長田支部

◆功労者表彰

元組合長（故） 大栗行雄

下都賀郡農業指導所長賞 大久保武一、浜野信三

壬生町長賞 大栗行雄、松原明美

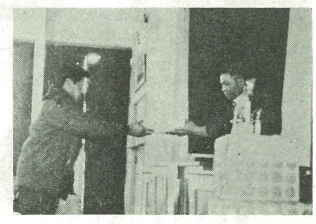

（総会における彰表式）

### 本年度事業計画

昭和三十八年度を振り返って見ると、天候に恵まれた事と栽培に馴れてきた事が大きな特色でしょう。しかし、残念だったことは、文書その他で注意したにもかかわらず、八月中旬から薬剤散布をしなかった人が多くその結果九月以降に疫病（べト病）で全滅させました。

今年は三年目の方が大半ですので自己流におぼれることなく、基本点には指示通りにおこなってください。

### 商業用の計量器検査

来る三月十八日から二十四日まで商業用の計量器（ものさし、ますは、かり等）の定期検査が実施されます。

この検査は皆さんの使用している計量器が正しいかどうかを調べ、不良計量器をなくすために行なわれます。

◆壬生地区

三月十八・十九日…中央公民館

◆稲葉地区

三月二十三日…稲葉支所

◆南犬飼地区

三月二十四日…安塚小学校

◆栃木畜産講習所

栃木県畜産講習所では次の要領で本科生の募集を行っています。

一、募集人員＝十五名

二、願書受付＝一月十日から三月十日まで

三、応募資格＝高等学校卒業又はこれと同等学上の学力を有するもの

四、選考日＝三月十七日

五、選考場所＝栃木畜産講習所

六、講習期間＝昭和40年4月6日より昭和40年3月31日まで

付条例

壬生町敬老福祉年金給

## 敬老福祉年金の資格の申告を

一、手続きは報告書は卒業中学校から直接送付、他の受験願書、町長の推せん調書、健康診断書は一括して農業改良普及所を経由して研修館に申込む。

二、願書締切日＝三月二十日

三、選考期日＝四月六日

四、選考方法＝作文と口答試問

五、入学期日＝四月二十日

なお不明な点は役場経済課、県普及教育課、農業改良普及所におたずねください。

### 栃木県農業学園生徒募集

中学校卒業後すぐに就農する青少年に、生産技術や経営技術などの教育を行なうことを目的とします。

修業年限は一カ年で集合教育と在家学習とあり、応募資格は昭和三十九年三月に中学校を卒業するもの。

### 年金をうけるときの手続は

年金をうけるときの手続には、次の書類などが必要です。

不明な点はいつでもお申出下さい。

#### 福祉年金

(1) 老令福祉年金（明治四十四年四月以前出生者のみ該当）

住民票謄本、戸籍抄本各一通

印鑑

公的年金（恩給、扶助料など）をうけている人はその証書、夫婦で年金をうけるようになるとき、配偶者の年金証書

(2) 障害福祉年金（二十才以上）

一級程度の障害者、両手とか、両足が不自由程度で、用をたすのに他人の手を必要とするとき

診断書一通（用紙は役場係に）

住民票謄本、戸籍抄本各一通

印鑑

国民年金手帳（明治四十四年四月二日以降生れの人が必要）公的年金をうけている人は、その証書

(3) 母子（準母子）福祉年金

死亡当時夫（父）と同一生計維持関係にあったことの申立書（用紙は役場係に）住民票謄本一通（死亡記載のあるもの）

戸籍謄本一通（死亡記載のあるもの）国民年金手帳（妻または父の）

印鑑

公的年金をうけている人はその証書

(4) 未支給福祉年金

年金受給者が死亡したとき、生存中に受けられるべきであった年金を請求するとき

死亡者の年金証書と印鑑

住民票謄本一通（死亡記載のあるもの）

戸籍抄本一通（未支給請求者と死亡者の記載のあるもの）

#### 支給制度

福祉年金（かけ金なしで）ですから状況によって支給が制限されます。

(1) 本人所得による制限

本人年額七〇、〇〇〇円以上受給しているとき。

(2) 所得による制限

(イ) 本人所得による制限年間一八〇、〇〇〇円以上あるとき（義務教育終了前の子一人に付三〇、〇〇〇円加算）

(ロ) 扶養義務者による制限

（公務扶助料など）

### 年金をうけるときの手続は

次のような場合支給になりません。

(1) 公的年金（恩給年金扶助料）による制限

(イ) 恩給、年金、普通扶助料など

本人年額二四、〇〇〇円以上受給しているとき

(ロ) 公務死による場合

(イ) 配偶者による制限

配偶者が所得税を納めているとき

現在、年金該当者であるが、所得が多いとか、その他の事由で、年金がもらえないから、といって年金請求の手続をしないまま、五年を過ぎると、時効により年金を受ける権利を捨てたことになります。

従って後で年金をうけられるような状態になっても、支給されませんからご注意下さい。

【別表参照】

務者による制限表

(1) 所得による制限の(ロ)扶養義

| 扶養 | 所得制限額 | 扶養 | 所得制限額 | 扶養 | 所得制限額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 円未満 | | 円未満 | | 円未満 |
| 0人 | 341,000 | 4人 | 504,000 | 8人 | 671,000 |
| 1人 | 426,000 | 5人 | 521,000 | 9人 | 721,000 |
| 2人 | 456,000 | 6人 | 571,000 | 10人 | 771,000 |
| 3人 | 486,000 | 7人 | 621,000 | | |

〔上記以上のときは支給停止〕

### お知らせ

①資格者 明治十六年九月一日から明治十七年二月末日までに出生した方で本町に引続き五年以上居住している方。

②届出先 壬生町役場民生課又は稲葉、南犬飼支所。

③届出期間 二月末日まで。

志願者は入所願書、履歴書、健康診断書、最終学校卒業成績書、町長の推せん書。詳細については役場経済課振興係でご相談下さい。

### 国税有資格者農業所得者納税相談

○二月二十五日 壬生地区 役場

○二月二十六日 稲葉地区 稲葉支所

○二月二十七日 南犬飼地区 南犬飼支所

○二月二十八日 南犬飼地区 南犬飼支所

いずれも十時～三時迄

### 国税有資格者譲渡所得営業所得相談

○三月二日 譲渡所得（営業所得）

○三月四日 営業所得

○三月四日 営業所得

いずれも十時～三時迄

### 農地集団化 明日の農業生む力

### 年金メモ

### 年金メモ

### 道しるべ

**成人** 肺は主として分泌物や心臓病、脳卒中などで一般に老人や、中年の人にかかりやすい病気です。最近では成人病で死亡率が急増しています。死亡率の順となっています。これらの予防方法としては、まず病気を早く見つけ、早く専門医にかかって治療することです。早く発見して治療すればガンのような恐ろしい病気でも、半分以上の人は完全に治ります。

なお、なるべくも大切です。年に一回は健康診断をうけることが大切です。診断所では、近くの病院や、診療所に行くか、県の成人病センター、巡回検診車「あすなろ」号が巡ってきた時にうけるのもよいでしょう。

**三月** 三日は耳の日です。耳はかゆくなったり、ほかの器官にくらべて、とかく無視されがちです。しかしても軽くみられがちですが、も、耳が不自由になったら、すべてが生活にひびいてきます。

一耳が聞えるという機能が完成するのは満五ヶ月ぐらいで、聞くことと、話すことは四、五才ぐらいまでの間におぼえます。

耳が聞こえない、いわゆるツンボの原因には、先天性のものと、生れたあとの病気によるものとがあります。

先天性の場合は胎児期の病気が原因になることが多いようです。

最近は医学の進歩により、難聴の場合の治療の効果が非常にあがっていますし、また補聴器もありますので、耳の故障に気がつきましたら、一日も早く専門医に相談されるようおすすめいたします。

**朝晩** 道路に水をまくと、ほこりが道路がすべり自転車はかりでなく、自動車のブレーキがきかなくなります。なれ故をおこすことになります。

大雨の時に面した商店や住宅などでは、朝夕掃除をしたり、ゴミ箱などをおいたりして、道路にまきがとび散ります。

また、自転車をはじめ、車輌はスリップしやすいところではスピードを出さないようにして下さい。

**最近** 家族あての興信所の調査が物大規模多くなりました関係で、配達されたものでは、「家族表札」をつけましょう。

# おもちゃ団地の測量はじまる

輸出玩具協同組合（富山理事長）で拓生開拓地の農地転用が本決まりになったので、早速団地内の本格的測量を開始しました。

また団地内に「玩具団地建設用地」の大看板を後ろいにPRすると理事長は語っています。

玩具工場への勤務する従業員確保の上からも今かかげ積極的に建設の意欲を示しています。

〔写真（上）…出来上った看板と本格的測量（下）〕

○所得税の確定申告は三月十六日まで
○町県民税の申告は三月二十一日までお忘れなく。

固定資産課税台帳の縦覧は都合によりおくれる予定です。

# 荒地をなくそう

最近は農業労働力の不足や工場誘致などによって多くの耕作地が荒地になっています。

一部の人によって、荒地にすることは貴重な資金、労働力を投して、土地を整備して、高度な耕地利用に専心し、また真剣に生きようとする多くの自立農家に与える影響は大きいものです。

"荒地をなくすようご協力ください"。

また農業委員会では管内にこうした事態がおこらないように農業就業の状態を研究して対策をたてています。

## もち米の加算金が増額に……

農林省では産米の予約時期別格差を従来の三期制から増額になります。

①陸稲もち米＝二百七十五円（従来は二百二十五円）

②水稲もち米＝五百二十五円（従来どおり）

この加算金は昭和三十九年十二月十五日までに出荷した分に加算いたします。

①昭和三十九年九月三十日まで＝百六十円（60キログラム当り）

②同年十月一日から同月十日まで＝八十円（同）

もち米の加算金は次のとおり増額になります。

## 意注不ねらわれている

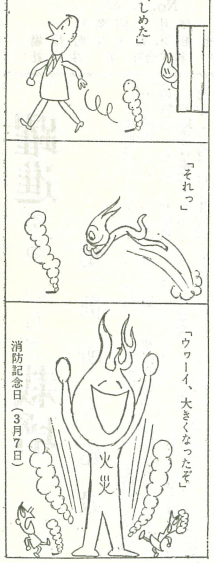


火の用心日課に入れるよい家庭

# 生活の合理化をめざして

## 生活改善クラブ大会

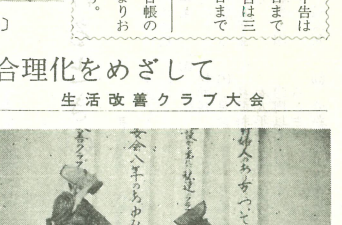

〔レクリエーション風景〕

よりよい農村十七日中央公民館で盛大をつくるために行なわれました。

この生活改善クラブは桜に農家生活の会（中泉）をはじめ、各合理化をめざし活躍している生活改善クラブ員が一堂に会し、楽しみながら日頃の活動実績の発表、交換講演などを行ない、お互に友情を深め手を取りあって農業近代化の推進力となるためのクラブ活動を促進しようと二月

地域ごとに組織され、現在クラブ数は19個、クラブ員は約四百名が参加されています。

レクリエーションとしては各クラブごとに、民謡歌謡曲、舞踊などそれぞれ楽しく行なわれました。

## 鯉沼地区の貯蓄活動

壬生町鯉沼地区は本町でも婦人会、若妻会、生活改善クラブなどの活ぱつな部落で、昨年栃木県貯蓄実践地区（代表鈴木ミチさん、地区推進員手塚源司さん）として指定になり、貯蓄活動を行っています。

部落全戸が、家計簿をつけて収入、支出の状況を明らかにし無駄を省くこと。また座談会や映画会などを通じて話合いを進めています。

今のところ、その効果は未知数ですが徐々に指導が行きわたって積極的にやろうという気運がもり上ってきています。

〔熱心な貯蓄の話し合い〕

# 壬生史帖

## 佐野乾山の壬生（㊀）

### 庶民的な作品

乾山（けんざん）は青年時代から父宗謙より譲られた山荘に隠棲して気儘な生活をしていたが、非常に研究熱心で中国の学問を修めたり、精神の修養を禅や茶の道に求めて

程をへて、紙や布に描くのと同じ気持で表現する手段として応用した事なのであった。従って唯単なる焼物としてみるならば異論余地もあり、焼成や神（うわぐすり）の具合等が悪いといえば確かにその一面もあるのだが、

立派な作品であって、技法的にも他の陶工が試みない下絵付（素焼の地に化粧土＝素地をきれいに描きよくするため＝を施して絵等を描き透明釉をかけて焼成する）や、特に色ガラス粉末、また日本画の材料の岩絵具（鉱物室等）を使用した事は焼物の通念である焼成後でないと発色しない観念とは正に対称的で、一画家としての憂れた知恵と研究から生れたものであって、陶画（つまり絵画としての）の開拓者で完成

芸術家として生活躍していたが、非常の教養を身につけたのである。さて乾山の芸術が我国は勿論国外にまで知られて、偉大なる歌謡曲、舞踊などそれぞれ楽しく行なわれました。

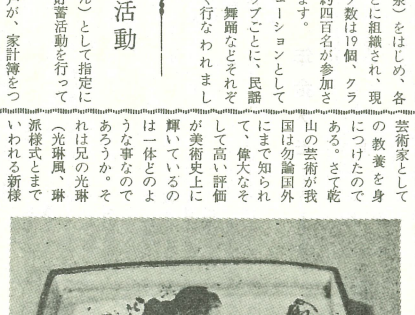

皿　紅白蓮八寸

の教養を身につけたのである。さて乾山の芸術が我国は勿論国外にまで知られて、偉大なる歌謡曲、舞踊などそれぞれ楽しく行なわれました。

レクリエーションとしては各クラブごとに、民謡

日頃の活動実績の発表、交換講演などを行ない、お互に友情を深め手を取りあって農業近代化の推進力となるためのクラブ活動を促進しようと二月

地域ごとに組織され、現在クラブ数は19個、クラブ員は約四百名が参加されています。

レクリエーションとしては各クラブごとに、民謡

は一体どのような事なのであろうか。それは兄の光琳（光琳風、琳派様式とまでいわれる新様式の絵画、工芸を創造した世界的な江戸時代の画家）と同じように画家としての価値なのであるれども乾山の場合は特に陶画家（焼物に絵等を描く）としてであって、陶磁器に描く新分野を開拓し、芸術としての優秀な知数ですが徐々に指導が行きわたって積極的にやろうという気運がもり上ってきています。

書等を独創的な技法によって制作した事にあり、従来の「焼物」を作るという考え方ばかりでなくそれらを焼物としての工

他の一般専門家の制作とは少なくとも精神的に制作態度が異質のものであるし、表現される絵画や書等が芸術としてすばらしいために、その事が全く問題にならないのである。このほど県内から発見された乾山の色絵陶器は他の陶工（色絵の大家柿右衛門、仁清、木米等は別としても）達が描いたような装飾としての内容だけではなくて、あくまでも独自の様式を示す

者でもあり最後の人とも言える空前絶後の偉業なのである。乾山は兄の光琳のように変に気どった所もなければ、またてらいもない、つまり庶民的な町人本来のありのままの姿が芸術の根幹となっけれども、私達と隔絶したとりつくしまもないような厳しい芸術ではなく非常に親しみやすい所が乾山の真の姿で好まれるのではないだろうか。

統　壬生高教諭渡辺達也

# 道しるべ

## 歯みがきの習慣をつけましょう。昭和三十二年に行なった、歯科疾患実態調査によりますと、歯をみがかない人が案外多いようです。とくに若い人に多いのは、ほんとうに驚愕なことです。

最近になってようやくもの慎ほぼ分かっているようです。理想的な歯みがきの回数は、毎食後および朝、晩の計五回であるといわれています。実際問題としては、一日五回というようなことはできないかもしれません。しかし、少なくとも朝晩の二回は、必ずみがくよう習慣づけたいものです。

とくに寝る前に歯をみがくことは、むし歯の予防に効果的で就学前のお子さんをおもちのお母さんは、とくに注意してこの習慣をつけさせることが大切です。

## 保母になるための資格

試験を年三回行なっております。

◆第二回試験

○試験日　三月九日～十三日まで

○願書受付期日　九月、十月、十一月

○試験場　宇都宮市西原町「茗子会館」

○実地試験日　十二日、十三日

宇都宮市若草町「県立保育専門学院および宝木保育園」

○資格

（イ）高等学校を卒業した者または卒業見込の者。

（ロ）満十八才に達した後児童福祉施設に三年以上保護に従事した者。

○受付期間　二月一日から三月十五日まで

希望の方は県婦人児童課へお問い合せ下さい。

## 県立保育専門学院の入学募集を行ないます。

【試験期日】三月十八・十九日

【願書受付】二月一日から三月十日まで。

その他くわしくは、県婦人児童課へお問い合せ下さい。